遺児及び心身障害児扶養手当について

志賀町に住所のある、ひとり親（母子家庭・父子家庭）又は養育者家庭のお子さん（18 歳まで）が対象となり、保護者に扶養手当を支給します。

【支払月】　6月・9月・12月・3月　の年４回

問い合わせ先：志賀町役場　子育て支援課　　☎３２－９１２２

名称	区分	支給月額（1 人目）	支給月額（2 人目以降）
遺　　児	母子・父子	3,000 円	1,500 円
	養育者	4,000 円	2,000 円
遺　　児（子どもの障害軽度）※1	母子・父子	5,500 円	5,500 円
	養育者	6,000 円	6,000 円
遺　　児（子どもの障害重度）※2	母子・父子	6,500 円	6,500 円
	養育者	7,000 円	7,000 円

※1　障害軽度（身体障害者手帳３・４級、療育手帳Ｂ、精神保健福祉手帳２・３級、特別児童扶養手当２級）

※2　障害重度（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳１級、特別児童扶養手当１級）

＊障害については、その他の手当についても該当する場合がありますので役場健康福祉課に確認ください。

